

御嵩町公告契約第 8 号

業務委託等条件付き一般競争入札を施行するので、御嵩町契約規則(昭和 39 年御嵩町規則第 7 号)第 2 条及び第 3 条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 4 年 6 月 2 9 日

御嵩町長 渡 邊 公 夫

1. 業務委託等条件付き一般競争入札における業務発注表

委託等区分	【建設コンサルタント】トンネル部門		
委託等番号	御建土委 第 4 維-1 号		
委託等名	トンネル長寿命化修繕計画策定業務委託		
履行等場所	御嵩町 御嵩 地内		
委託等概要	トンネル長寿命化修繕計画策定 一式		
履行期間	令和 5 年 1 月 31 日 (火)		
提出書類等	1. 入札参加申請書 2. 営業所等の状況調書(名簿登録外の営業所等での申請の場合のみ必要) 3. 配置予定技術者等の資格、在籍及び業務経験調書 4. 配置予定技術者の在籍証明書(様式自由) ※3、4については「2 入札に参加できる者の資格条件 (3)」を参照		
内訳書	要	低入札価格調査	無
契約保証金	不要	入札保証金	免除
前払金	不可		
入札方法	電子入札		
入札参加申請書の提出先等	提出期限 令和 4 年 7 月 4 日(月) 16:30 まで 提出先 電子入札システムによる申請(入札参加申請書のみ添付) 入札参加申請書の原本を含む、全ての提出書類は財政係窓口持参又は郵送(必着)		
設計図書等の閲覧場所等	閲覧用図書等は準備しておりません。 入札の公告からダウンロードしてご使用ください。		
問い合わせ先 質問書等	事業発注課 建設課 土木係 0574-67-2111 (内線 2163) 担当: 田口 契約担当課 総務防災課 財政係 0574-67-2111 (内線 2213) 担当: 米澤 質問等期限 令和 4 年 7 月 7 日(木) 正午まで (指定書式)		
入札受付終了日時	令和 4 年 7 月 11 日 (月) 16 時 00 分		
入札(開札)日時	令和 4 年 7 月 12 日 (火) 9 時 00 分		
入札(開札)場所	御嵩町役場 本庁舎 2 階 入札室		

2 入札に参加できる者の資格条件

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 御嵩町競争入札参加資格停止措置要領(平成 4 年訓令甲第 8 号)に基づく資格停止期間中でないこと。

(3) 次に定める条件に該当する業者であること。

1. 御嵩町競争入札参加資格者名簿（測量設計）において、岐阜県内に営業所等が登録されていること。かつ営業種目において、建設コンサルタント【トンネル部門】が登録されていること。
2. 以下の資格者を有していること。
 - ①管理技術者：建設部門（選択科目：鋼構造及びコンクリート又はトンネル）の技術士、又は RCCM（鋼構造及びコンクリート部門、又はトンネル部門）のいずれかの資格を有する者。
 - ②照査技術者：建設部門（選択科目：鋼構造及びコンクリート又はトンネル）の技術士、又は RCCM（鋼構造及びコンクリート部門、又はトンネル部門）のいずれかの資格を有する者。※①、②及び担当技術者はそれぞれ兼ねることはできない。
3. 本業務に従事する管理技術者及び担当技術者は、岐阜県、愛知県又は三重県内の営業所等の常駐者とし、代表者が発行する在籍証明書をもってこれらの身分・在籍を町に証明すること。
4. 仕様書及び特記仕様書に定める事項を履行できるものであること。

(5) 法人町民税その他の地方税を滞納していないこと。

(6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は同条第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをなされている者でないこと。

(7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は同条第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをなされている者でないこと。

(8) 御嵩町から、「御嵩町が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 22 年訓令甲第 41 号）」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置基準に該当しないこと。

3 入札参加資格の確認に関する事項

(1) 入札参加申請書を受理した者のうち、入札参加資格のない者には、入札日前日までに連絡します。同日までに連絡がない場合は、入札参加資格があるものとする。

(2) 入札参加資格を有する者が、当該入札日（開札）までに入札参加資格を満たさなくなった場合は、当該入札に参加できないものとする。

(3) 入札参加申請を取り下げようとする者は、入札（開札）日の前日までに御嵩町役場総務防災課に理由を記載した書面を提出すること。

4 その他

(1) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止します。また、入札者が一人だけの場合は、入札を中止することがあります。これらの場合における損害は、入札者の負担とします。

(2) 申請書の提出、設計図書等の閲覧等の手続は、1 の業務発注表に定めるそれぞれの期間のうち、日曜日、土曜日、祝日その他役場の休日を除く日の午前 9 時から午後 5 時までの取扱いとなります。（電子入札にあつては、電子入札システムによる。）

(3) 低入札価格調査の基準となる価格を設定した場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者の当該入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行が確保できないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする場合があります。

(4) 契約金額が 500 万円を超えない場合は、前払金の取扱いはできません。

(5) 業務委託等条件付き一般競争入札の関係様式は、御嵩町役場ホームページの入札情報コーナーからのダウンロードサービスをご利用いただくか、御嵩町役場総務防災課で配布します。